## 株主各位

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号株式 会社 モルフォ 代表取締役社長 平智 督 基

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供 措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

## 【当社ウェブサイト】





(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IRライブラリー」から「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/3653/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「モルフォ」又は、 「コード」に当社証券コード「3653」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年1月29日(月曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

#### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていだき、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

### [書面 (郵送) による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

1. 日 時 2024年1月30日(火曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

KANDA SQUARE 3 階 「CONFERENCE」

※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第20期 (2022年11月1日から2023年10月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告 の件

2. 第20期 (2022年11月1日から2023年10月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議案 監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1)書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ①事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「会社の体制及び方針に関する事項」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ◎本総会終了後、より多くの株主様に情報を発信するため、本年も当社ウェブサイトIRページにて株主様向け動画配信を実施いたします。動画配信は2月に予定しておりますので、当社ウェブサイトIRページ (https://www.morphoinc.com/ir/library/briefing) をご参照ください。
- ◎株主様からのご質問については随時当社ウェブサイトIRページ (https://www.morphoinc.com/contact/ir) にて受付しております。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



# 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2024年 1 月30日 (火曜日) 午前10時



# 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご 表示の上、切手を貼らずにご投函く ださい。

行使期限

2024年 1 月29日 (月曜日) 午後6時到着分まで



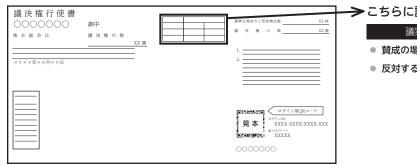
# インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2024年 1 月29日 (月曜日) 午後6時入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



**→**こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 替成の場合
- ≫ 「賛 | の欄に○印
- 反対する場合
- 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいた します。



# インターネットによる議決権行使のご案内

行使 期限

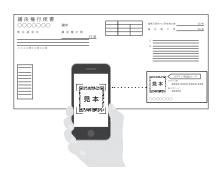
2024年1月29日 (月曜日) 午後6時入力完了分まで

# QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み 取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



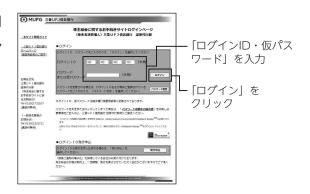
※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- **1** 議決権行使ウェブサイトにアクセス してください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し クリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご 入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(自 2022年11月1日) 至 2023年10月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限が緩和され持ち直しの傾向がみられ多くの国でインフレが推移するなか、原材料価格高騰リスクの顕在化により先行きが不透明な状況が続いております。一方で、IT業界においては、AIやIoT、5G(第5世代移動通信システム)といったデジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)の企業ニーズの高まりを受け、関連市場は良好な状況が続いております。

このような状況下において当社は、2022年10月期より中期経営計画「Vision2024」を策定し、「Rise above what we see, to realize what we feel —人間の目を拡張し、感動に満ちた世界を実現しよう一」をビジョンに掲げ、テクノロジーによるイノベーションを通じて顧客価値の最大化を目指しております。また、生活の利便性向上、安心安全な生活環境の提供、生産性向上の実現による社会問題の解決への貢献に取り組んでまいりました。当社グループでは、スマートデバイス、車載/モビリティ、DXの事業領域を戦略領域と定め、これら戦略領域においてイメージング・テクノロジーを軸にした付加価値の高いソリューションを開発することで、顧客企業の課題解決を図ってまいります。戦略領域において、パートナー企業や顧客企業との連携を推進し、当該領域におけるドメインナレッジを蓄積して、継続性と収益性の高いストック型のビジネスモデルにより事業拡大を目指しております。

スマートデバイス領域においては、スマートフォンとPC向けのソリューション開発及び営業活動に注力いたしました。Qualcomm Technologies, Inc.等の大手半導体チップメーカーとの連携を積極的に推進し、各社のチップセット採用動向をタイムリーに把握することで開発投資の最適化を図ってまいります。

車載/モビリティ領域においては、株式会社デンソーとの車載機器向け共同研究開発に加えて、同社のAI 運転支援システム向けの動画解析AI技術の開発を支援し、高齢者安全運転支援の実証実験に寄与いたしました。また、新規顧客開拓や自社プロダクト営業活動に注力いたしました。

DX領域においては、国立国会図書館のOCR処理プログラムを活用して開発した近代書籍対応のAI-OCR ソフト「FROG AI-OCR」の営業活動に注力し、滋賀県立図書館や順天堂大学、ボローニャ大学、沖縄県豊 見城市等での利用が開始いたしました。引き続き、近現代の書籍・雑誌のテキスト化ニーズを持つ自治体や地方図書館、大学等への展開を進め、更なる事業拡大を図ってまいります。また、監視カメラ向けソリューションについてもパートナー企業との連携を強化し事業活動が進捗しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,383,343千円(前連結会計年度比19.3%増)、営業損失は244,356千円(前連結会計年度は営業損失588,409千円)、経常損失は192,951千円(前連結会計年度は経常損失510,857千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は300,183千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失668,391千円)となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資等の総額は97,602千円であります。当該設備投資は、主にソフトウェア開発に必要な評価・測定のための機器の購入、研究開発に必要な各種プログラム開発用ソフトウェア及び品質向上に必須となる製品評価ソフトウェア等への投資、事務機器・備品・管理ソフトウェア等の購入であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、『新たなイメージング・テクノロジーを創造する集団として、革新的な技術を最適な「かたち」で実用化させ、技術の発展と豊かな文化の実現に貢献する』ことを理念としております。

当社グループでは『Rise above what we see, to realize what we feel — 人間の目を拡張し、感動に満ちた世界を実現しよう —』を新たにビジョンとして掲げ、画像処理と画像認識技術の融合による新たな技術開発及び製品開発に積極的に取り組んでまいります。

### ① 新規事業領域への展開について

当社グループは、スマートデバイス、車載/モビリティ、DX(デジタルトランスフォーメーション)市場を主要な事業領域としております。中でも車載/モビリティ、DX領域においては、カメラデバイスやIoT技術の活用が広がっており、当社グループの新規事業領域として成長戦略の柱になるものと考えております。

具体的には、車載/モビリティ領域においては自動運転・先進運転支援システム(AD/ADAS)およびドライバーモニタリングシステム、DX領域においては光学文字認識(OCR)およびセキュリティカメラ、建設で応用される画像処理やディープラーニング等を活用した画像認識技術等の開発を積極的に推進し、事業規模の拡大を図っていく方針であります。

#### ② 海外市場への展開について

当社グループが更に事業規模を拡大させるためには、海外展開の加速が重要なテーマとなります。これまで、海外市場に精通した人材採用を進めることで社内の海外営業体制を強化するとともに、幅広いネッ

トワークを有したビジネスパートナーとの事業連携を進め、海外顧客への営業活動を強化してまいりました。

今後においては、最先端の半導体やセンサー技術をもつ企業との協業を通した処理高速化・低消費電力化を推し進める一方、管理部門におけるグローバル人材採用を進め、海外展開の加速による事業規模拡大に努めてまいります。

#### ③ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部統制委員会による定期的モニタリングの実施と改善を図ることにより適切に運用しております。ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつ、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた、グループ全体的に効率化された組織体制の更なる強化に取り組んでまいります。

#### ④ 人材の育成等について

当社グループが属するソフトウェア業界は、常に革新的な技術・サービスが求められる業界であります。既存製品の機能向上はもとより、市場の技術革新に速やかに対応しながら、より先進的な技術を創出する必要があります。そのためには、高度かつ専門的な知識・技術を有した人材の育成及び定着を図ることが重要であります。加えて、新規事業領域への展開に向けた当該領域技術・業界動向に精通した専門知識及びスキルを有した優秀な人材の確保が必要になってくるものと考えております。

#### ⑤ 知的財産権の確保等について

当社グループは研究開発主導型の企業として、既存の技術とは一線を画す新たな技術を世に送り出すことを社業の礎としております。ただIT・ソフトウェア分野においては、国内外大手電機メーカーや欧米IT・ソフトウェア企業等各社が知的財産権の取得に積極的に取り組んでおり、当社グループの属する画像処理の分野も例外ではありません。

新規性のある独自技術の保護及び当社の活動領域の確保のために、独自の技術分野については、他社に 先立って特許権の取得、活用、維持をすすめていく方針であります。

当社グループでは、専門的知識を有した社員を知的財産部門に配置し、技術部門との情報共有を密に図るとともに、他社の知的財産権の調査や出願手続き等の一部は外部パートナーを活用しながら適切に取り組んでまいります。具体的には、事業全体の価値向上に寄与する特許権の取得を推進し、潜在的資産価値の最大化に向けて積極的に取り組むとともに、知的財産権の調査においては他社の知的財産権の侵害を回避し、安定・継続した事業の推進に寄与してまいります。

#### (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	X	分	第 17 期 2020年10月期	第 18 期 2021年10月期	第 19 期 2022年10月期	第 20 期 (当連結会計年度) 2023年10月期
売	上	高(千円)	2,073,000	1,730,737	1,997,017	2,383,343
経又	常 利 は 経 常 損	益 失(千円)	△136,625	△841,229	△510,857	△192,951
親会:	社株主に帰属する当期 現会社株主に帰属する当期	純利益(千円) 純損失(千円)	△652,159	△793,422	△668,391	△300,183
1 棋 又 は		利益(円)	△121.05	△146.97	△130.04	△58.53
総	資	産(千円)	5,393,383	4,550,163	3,860,130	3,707,458
純	資	産(千円)	5,111,052	4,149,712	3,399,498	3,148,866
1 柞	朱 当 た り 純 資	産額(円)	947.37	789.09	662.79	613.93

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、期中平均株式数により算出しております。
  - 2. 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数により算出しております。
  - 3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第19期の期首から適用しており、第19期 以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

	区	分	第 17 期 2020年10月期	第 18 期 2021年10月期	第 19 期 2022年10月期	第 20 期 (当事業年度) 2023年10月期
売	上	高(千円)	1,708,768	1,233,645	1,384,939	1,592,505
経又	常 利 は 経 常 損	益 失(千円)	△122,999	△750,879	△569,150	△265,522
当又	期 純 利 は 当 期 純 損	益 失(千円)	△778,336	△734,151	△801,501	△364,425
1 又	株 当 た り 当 期 純 利は 1 株 当 た り 当 期 純 損	益 (円)	△144.47	△135.99	△155.94	△71.05
総	資	産(千円)	5,289,008	4,362,197	3,517,970	3,196,332
純	資	産(千円)	5,050,524	4,136,689	3,188,574	2,866,870
1	株 当 た り 純 資 産	額 (円)	937.33	786.61	621.67	558.95

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、期中平均株式数により算出しております。
  - 2. 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数により算出しております。
  - 3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第19期の期首から適用しており、第19期 以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社モルフォAIソリューションズ	<sub>日本円</sub> 100,000,000	100.0%	Alコンサルティングサービス、システムインテ グレーション、ソフトウェア・ハードウェア販 売等
Morpho US, Inc.	**\n 650,000	100.0%	製品の販売支援、マーケティング等
Morpho Korea, Inc.	韓国ウォン 100,000,000	100.0%	モバイル端末向け画像処理技術の組込、開発サ ポート等
Morpho China, Inc.	150,000,000	100.0%	画像処理技術の販売活動及び組込、開発サポー ト等
Top Data Science Ltd.	2,500	100.0%	ソフトウェア開発及びビッグデータのデータサ イエンス、データ解析業務
Morpho Taiwan, Inc.	台湾ドル 14,000,000	100.0%	画像処理及びAIソフトウェアの販売活動、技術 支援、マーケティング活動等

#### (8) 主要な事業内容(2023年10月31日現在)

当社グループは、当社及び当社の連結子会社6社(株式会社モルフォAIソリューションズ、Morpho US, Inc.、Morpho Korea, Inc.、Morpho China, Inc.、Top Data Science Ltd.、Morpho Taiwan, Inc.)の7社で構成されており、スマートフォン等の組込み機器をはじめとして、様々なプラットフォームにおいて画像を認知、処理、そして表現する、これら一連のプロセスに係る各種ソフトウェアを提供しております。

当社グループは、デジタル画像に関する高度なアルゴリズムを創出すべく研究開発を行い、最先端の画像処理技術を駆使した各種ソフトウェアを製品化しております。現在の当社の技術及び製品の優位性は、機能を全てソフトウェアで実現しているため余計な容積を必要とせず壊れにくく、かつ消費電力が少ないという点であると考えております。

#### <収益構造について>

当社グループは主に、国内外のスマートフォン市場を中心にソフトウェア・ライセンス事業を営んでおります。当社が開発・ライセンス販売・顧客サポートを行うほか、連結子会社であるMorpho US, Inc.、Morpho Korea, Inc.、Morpho China, Inc.及びMorpho Taiwan, Inc.が海外顧客への販売・技術面でのサポートや海外市場のマーケティング活動を行うという体制で推進しております。

事業の売上高は①ロイヤリティ収入、②サポート収入、③開発収入で区分されます。当社グループの収益 構成の概要は以下のとおりであります。

#### ① ロイヤリティ収入

主に国内外の各種事業者等に対して、当社グループのソフトウェア製品を商用目的で頒布・利用することを許諾して、主に当社グループの製品が搭載された機器等の出荷台数に応じたライセンス料、利用期間に応じたライセンス料、あるいは機種限定での一括ライセンス料を収受する収入であります。

当該収入は、当社グループ単独又は他社と連携しながら、契約主体は当社グループと利用許諾先との間の直接取引としております。またライセンス料の収受方法は、出荷数実績に応じて収受する方式、ライセンス期間にわたり一定の金額を収受する方式と、引き渡し後に一括で収受する方式に大別されます。

## ② サポート収入

主に国内外の各種事業者等に対して、当社グループソフトウェア製品の利用を許諾することを前提とした当社グループ製品の実装(ポーティング)支援等を行う開発サポート収入と、当社グループソフトウェア製品を利用許諾した後に、一定期間の技術的なサポートを提供する保守サポート収入とに区分されます。

#### ③ 開発収入

主に国内外の各種事業者等が試作機等へ実装し技術的な評価等を行う場合に、当社グループ技術や製品の利用範囲を限定して当社グループの標準的な画像処理エンジンを提供する収入や、新たな技術や製品・サービスを創出する際に、取引先の仕様により研究又は開発を請け負う収入であります。後者については、成果物の権利を双方で共有することができ、一定の条件を満たせば当社グループが単独でライセンスビジネスを行うことができます。

## (9) **主要な事業所**(2023年10月31日現在)

当社 本社 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

#### (10) 従業員の状況(2023年10月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
151名	8名増

(注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

#### ② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名	7名増	37.4歳	5.4年

- (注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
  - 2. 平均年齢及び平均勤続年数は出向者を含まず計算しております。
  - 3. 前事業年度末に比べ従業員数が7名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い採用が増加したことによるものであります。
- (11) **主要な借入先** (2023年10月31日現在) 該当事項はありません。
  - 改<u>一</u>事項はめりません。
- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項(2023年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 13,800,000株

 (2) 発行済株式総数
 5,414,000株

 うち、自己株式数
 284,964株

(3) 株主数 5,902名

#### (4) 大株主 (上位10名)

			株		主	名				持株数	持株比率
										株	%
平			賀			督			基	511,800	9.98
株	式	숲	Ž	社	デ	>	/	ソ		261,800	5.10
松	井	副	E	券	株	Ī	t	会	社	223,700	4.36
高			井			正			美	138,000	2.69
中			村			得			郎	130,000	2.53
株	式	会	1	生	S	В	I	証	券	113,882	2.22
株	式	会	社	E	ッ	ク	ウ	エ	ア	100,800	1.96
上	$\blacksquare$	八	木	短	資	株	式	会	社	95,300	1.85
日本	マス	タート	ラス	ト信	託銀行	株式:	会社	(信託	□)	86,200	1.68
Ŧ	ル	フ	オ	従	業	員	持	株	会	48,300	0.94

- (注) 1. 当社は、自己株式を284,964株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 2. 持株比率は自己株式 (284,964株) を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の状況** (2023年10月31日現在)

地				位	氏			名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表	取	締	役者	t 長	平	賀	督	基	技術部門管掌、内部監査室室長、Top Data Science Ltd.取締役会長、株式会社モルフォAIソリューションズ 取締役
取		締		役	西	Ш	貴	之	プロダクト開発部管掌、プロダクト開発部部長、株式会社モルフォAI ソリューションズ 取締役、Morpho China, Inc.董事、Top Data Science Ltd.取締役、PUX株式会社 取締役
取		締		役	内	Ш	明	美	管理部門管掌、コーポレート戦略部部長、Morpho US, Inc.取締役、 Morpho China, Inc.監事、石原産業株式会社 取締役
取		締		役	各	務	茂	夫	一般社団法人日本ベンチャー学会 代表理事・会長、 東京大学 大学院工学系研究科 教授、産学協創推進本部 副本部長
取		締		役	永	$\blacksquare$	淸	人	Sequans Communications S.A. VP GM Japan
取		締		役	秋	ШK	かか	Ŋ	株式会社Leonessa 代表取締役
常	勤	監	查	役	根	岸	秀	忠	株式会社モルフォAIソリューションズ 監査役
監		査		役	上	原	将	人	上原公認会計士事務所 所長
監		査		役	平	野	高	志	ブレークモア法律事務所 パートナー、ファルテック株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 各務茂夫氏、永田淸人氏及び秋山ゆかり氏は社外取締役であります。
  - 2. 取締役 秋山ゆかり氏の戸籍上の氏名は、武井ゆかりであります。
  - 3. 監査役 根岸秀忠氏、上原将人氏及び平野高志氏は、社外監査役であります。
  - 4. 監査役 上原将人氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 監査役 平野高志氏は弁護士の資格を有しており、法的な専門知識に関する相当程度の知見を有しております。
  - 6 2023年1月31日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、取締役福永寛康氏は任期満了により退任いたしました。
  - 7. 社外取締役 各務茂夫氏、永田淸人氏、秋山ゆかり氏、社外監査役 根岸秀忠氏、上原将人氏及び平野高志氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
  - 8. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりです。

氏 名		異動前		異動後	異動年月日	
	役職名	担当	役職名 担当		共	
	取締役	管理部門管掌	取締役	管理部門管掌、コーポレート戦略部部長、Morpho US, Inc.取締役、Morpho China, Inc.監事	2023年3月24日	
内田明美	取締役	管理部門管掌、コーポレート戦略部部長、Morpho US, Inc.取締役、Morpho China, Inc.監事	取締役	管理部門管掌、コーポレート戦略部部長、Morpho US, Inc.取締役、Morpho China, Inc.監事、石原産業株式会社 取締役	2023年6月28日	

## (2) 社外役員に関する事項

<del>_</del>	(4) TL/T以京に対する手供									
区	分	}		氏	名		他の法人等の重要な兼職の状況 及び当社と当該他の法人等との関係	主な活動状況・社外取締役に 期待される役割に関して行った職務概要		
取	締	役	各	務	茂	夫	一般社団法人日本ベンチャー学会 代表理事・会長同学会と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。東京大学 大学院工学系研究科 教授、産学協創推進本部副本部長同大学には当社から過去に技術提供をしていますが、当事業年度において同大学と当社との間に取引はありません。	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 主に長年にわたる東京大学産学協創推進本部等での豊富な経験とベンチャー企業の支援・育成等に関連する専門的な知見から積極的な提言、助言等を行うなど、経営に対する監督機能強化や透明性の向上を確保するための適切な役割を果たしております。		
取	締	役	永	Ш	淸	人	該当事項はありません。	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 主に通信業界における専門的知見や豊富な経験から積極的な提言、助言等を行うなど、経営に対する監督機能強化や透明性の向上を確保するための適切な役割を果たしております。		
取	締	役	秋	ШК	か か	1)	該当事項はありません。	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主にグローバル企業やコンサルティング業界における専門的知見や豊富な経験から、取締役会における多様な視点での意思決定、経営に対する監督機能強化の充実及び経営の透明性の向上を確保するための適切な役割を果たしております。		
監	查	役	根	岸	秀	忠	該当事項はありません。	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会14回の全でに出席いたしました。主に長年にわたるソニーグループ株式会社等における豊富な経験や高度な専門知識から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に業務監査における専門的な立場から監督、助三等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。		
監訂	査	役	上	原	将	人	上原公認会計士事務所 所長 同事務所と当社との間に重要な取引その他 の関係はありません。	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。		
監	査	役	<del>ग</del>	野	高	志	ブレークモア法律事務所 パートナー 同事務所と当社との間に重要な取引その他 の関係はありません。 ファルテック株式会社 監査役 同社と当社との間に重要な取引その他の関 係はありません。	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行なっております。		

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する最低限度額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員並びに当社の一部グループ会社の取締役及び監査役であり、原則被保険者は保険料を負担しておりません。

#### (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下、決定方針という。)として、指名・報酬委員会の答申・提言を受けて、下記事項について取締役会の決議により決定しております。

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬等は、中長期的な成長や企業価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各々の職務と成果に基づく適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、執行役員を兼務する取締役の報酬等は、固定報酬(金銭)及び業績に連動する変動報酬(金銭及び株式)により構成し、執行役員を兼務しない社内取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

- ② 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 取締役の個人別の固定報酬の額は、職位や従業員との差異を意識しつつ、将来の業績見込みや過去業績 に当てはめた際、ステークホルダーが納得できる水準とする。
- ③ 変動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針及び変動報酬に係る業績指標の内容変動報酬は、金銭報酬及び株式による非金銭報酬から構成される。支給される変動報酬の額又は数は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて毎年あらかじめ設定した成果目標に対する達成率に応じて算出される。成果目標は、グループ全体に係る成果目標及び各取締役の担当部門に係る成果目標が設定される。CEOを務める取締役については、事業規模を重視した「連結売上高」や対株主を重視した「ROE(自己資本利益率)」等のグループ全体に係る成果目標の評価割合が大きくなるよう設定され、各部門を担当する取締役(CEOを除く。)については、担当部門に係る成果目標の評価割合が大きくなるよう設定される。

#### ④ 非金銭報酬の内容

当社の執行役員を兼務する取締役は、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。

当該報酬制度に基づいて対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額25,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。また、当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年21,000株以内(本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。)とし、その1株当たりの払込金額は、本株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き

受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定する。

本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①割当日から3年間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とする。

また、対象取締役のほか、取締役を兼務しない当社執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定である。

⑤ 報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 中長期的な成長や企業価値との連動性を高め、株主価値の向上をより重視するため、変動報酬の割合を 大きく設定する。

具体的な割合の目安は、概ね以下のとおりとする(固定報酬を標準的な額とし、目標を100%達成した場合の報酬全体に対する割合(%)。それ以外の目標達成率の場合についてはこれを基準に定める。)。

20 - 1 - 1 X D 11 - 1 - 7 3 .	, 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<i>7</i> 5	<u> </u>
	執行役員役位	固定報酬	変動報酬(金銭)	変動報酬 (非金銭)
執行役員兼務する	CEO	69	21	10
取締役	上席執行役員	69	21	10
執行役員を兼務しな	い取締役	100	_	-

⑥ 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬は、年俸の12分の1を毎月支給し、変動報酬は、各事業年度終了後、評価プロセスを経て決定し、当該会計年度分を一括して年1回支給する。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法 取締役の個人別の報酬等の内容については、本方針に従い、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会 の決議により決定する。なお、指名・報酬委員会は、代表取締役社長及び社外取締役で構成されている。

## (6) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、指名・報酬委員会による答申・提言を受けた上で、決定方針に沿った報酬の内容を定めており、それに基づき取締役個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (7) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬	等の種類別の総額(千	一円)	対象となる役員の員数
	(千円)	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	(人)
取 締 役	60,950	60,950	_	_	7
(うち社外取締役)	(13,750)	(13,750)	_	_	(3)
監 査 役	17,100	17,100	_	_	3
(うち社外監査役)	(17,100)	(17,100)	_	_	(3)

- (注) 1.上表には、2023年1月31日開催の第19期定時株主総会の終結時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
  - 2.取締役の報酬限度額は、2008年1月31日開催の第4期定時株主総会において年額150,000千円と決議しております (使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役3名)であります。 また、金銭報酬とは別枠で、2022年1月31日開催の第18期定時株主総会において、当社の執行役員を兼務する取締役 (付与対象取締役)に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額として年額25,000千円以内、株式の上限を年
  - 21,000株と決議しております。当該定時株主総会終結時点の付与対象取締役の員数は3名であります。
  - 3.監査役の報酬限度額は、2008年1月31日開催の第4期定時株主総会において年額50,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

## 4. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2023年1月31日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	有限責任監査法人トーマツ	史彩監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	1,500千円	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	1,500千円	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
  - 3. 当社の重要な子会社のうち、Morpho China, Inc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(2023年10月31日現在)

	資			Ē	産		(	の部		負	ļ.			債		0	D	部
流	動	資	産					3,330,145	流	動	負	債						508,962
	現	金	及		O,	預	金	2,712,474		買			掛			金		95,246
	売			掛			金	521,272		未			払			金		132,837
	仕			掛			品	33,555		未	払		法	人	税	等		20,154
	前		払		費		用	61,120		未		払		費		用		37,727
			JA		只					契		約		負		債		153,216
	そ			の			他	6,378		役	員	賞	: 与	51	当	金		19,000
	貸	侄	J	引		当	金	△4,656		預			1)			金		14,955
固	定	資	産					377,313		そ			0			他		35,824
<b>1</b>	ī ;	形し	古	定	資	産		52,467	固	定	負	債						49,630
	建						物	3,463		繰	延	. :	税	金	負	債		24,052
	車	西	ī	運	;	搬	具	1,727		資	産		除	去	債	務		2,259
										そ			の	ı		他		23,318
	I	具 、	器			び備	品	12,372	負		信	Ę		合		計		558,592
	IJ	_	-	ス		資	産	34,904		純			資		産		Ø	部
無	ŧ J	形目	古	定	資	産		12,539	株	主	資	本						3,034,800
	ソ	フ	<b> </b>		ウ	I	ア	12,539	資	ť		7	本		金			1,783,958
· ·	ど資	そ	の f	也	の資	産産		312,305	資	ť	本	Ē	剰	余	金			1,732,628
	投	資	有		価	証	券	266,838	利	J	益	<b></b>	剰	余	金			△110,787
	繰	延	税		金	資	産	5,030	É			3	<b>†</b>	朱	式			△370,999
									そ	の f	也の	包	括和	ij 益	累計	額		114,066
	破	産	更	生	債	権	等	61,503	そ	· の	他有	価	証券	評估	差額	重金		54,497
	そ			の			他	22,085	為	· 春	<b>捧</b> 換	<u></u>	草 訴	<b>周</b> 整	勘	定		59,568
	貸	侄	J	引		当	金	△43,152	純		資		産	í	ì	計		3,148,866
資		産			合		計	3,707,458	負	債	1 糸	ŧ	資	産	合	計		3,707,458

<sup>(</sup>注) 千円未満は切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2022年11月1日) 至 2023年10月31日)

	科					金	額
売		上		高			2,383,343
売	上		原	価			1,026,269
売	£ £	<u>:</u>	総	利	益		1,357,074
販売	も 費 及	びー	般 管	理費			1,601,431
営	r.	業	:	損	失		△244,356
営	業	外	収	益			
受	5	取	:	利	息	440	
持	分 法	にょ	る	投資	利益	12,513	
為	3	替		差	益	18,982	
助	」   成	Ì	金	収	入	12,859	
受	5 取	ζ	分	配	金	381	
受	5 取	ζ	保	険	金	6,676	
そ	_		の		他	1,327	53,182
営	業	外	費	用			
支		払	:	利	息	722	
支			手	数	料	393	
解		]	違	約	金	660	
そ			の		他	1	1,777
経		常		損	失		△192,951
特	別		利	益			
固				売 却	益	850	850
特	別		損	失			
減		損		損	失	66,137	66,137
税			前 当		損失		△258,238
法	人 税 、	住 民	税及		業税	42,349	
法	人		<b>等</b> i		額	△404	41,944
当	期		ŧ.	損	失		△300,183
	会 社 株 自		属 す る		損失		△300,183

<sup>(</sup>注) 千円未満は切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年10月31日現在)

	資			産		0	D 部		負			信	Ę		0	D	部
流	動	資 産					2,565,153	流	動	負	債						300,801
	現	金	及	Ω,	預	金	2,075,072		買			掛			金		26,561
									未			払			金		137,666
	売		挂	<b>\</b>		金	396,643		未	払	. 3	去	人	税	等		13,704
	仕		挂	l.		品	33,257		未		払		費		用		11,561
	1-		12	'			33,237		契		約		負		債		72,834
	前	拉	4	費		用	57,247		役	員	賞	与	引	当	金		13,620
									預			1)			金		8,567
	そ		$\sigma$	)		他	7,589		そ			$\mathcal{O}$			他		16,284
	貸	倒	弓	ı	当	金	△4,656	固	定	負	債						28,660
	貝	闰	J	I	=	317	△4,030		繰	延		_	金	負	債		24,052
固	定	資 産					631,178		資	産	ß	<b>余</b>	去	債	務		2,259
									そ			の			他		2,349
無	ŧ ;	形 固	定	資	産		12,539	負		信	-		合		計		329,462
	ソ	フ	<b>k</b>	ウ	I	ア	12,539		純		Ĭ	Ĩ		産		の	部
			1,			,	12,559		主	資							2,812,372
投	ど資	そ O.	他	の :	資 産		618,638	資			本			金			1,783,958
								資		本	乗		余	金			1,732,628
	投	資	有	価	証	券	141,182		資		本	· 準		備	金		1,732,628
	関	係	会	社	株	式	444,666	利		益	乗		余	金			△333,214
	关	沐	五	Τ	1本	I	444,000		そ	の			乗 立		金		△333,214
	破	産 更	<b>三</b> 生	. 債	権	等	61,503					· 1			金		△333,214
								自		=		株		式			△370,999
	そ		σ,	)		他	14,440			算差			-	<b>AT A</b>			54,497
	/	Tru	_		M	_	. 42 152		の作					額金			54,497
L_	貸	倒	5		当	金=-	△43,152	純	, <u>.</u>	資		産			計		2,866,870
資		産		合		計	3,196,332	負	債	糸	Ł j	<b>資</b>	産	合	計		3,196,332

<sup>(</sup>注) 千円未満は切捨てて表示しております。

# 損益計算書

## (自 2022年11月1日) 至 2023年10月31日)

	科			E			金	額
売		上			高			1,592,505
売	上		原		価			572,579
売		Ŀ	総	利	l	益		1,019,925
販売	ē 費 及	υ —	般管	理	費			1,311,566
営		業		損		失		△291,640
営	業	外	収		益			
受		取		利		息	780	
為		替		差		益	15,498	
受	. 1	取	保	険	į	金	6,676	
受	. 1	取	分	酉己	]	金	381	
業		務	委	託	;	料	2,244	
そ			の			他	536	26,117
経		常		損		失		△265,522
特	別		利		益			
固	定	資	産	売	却	益	850	850
特	別		損		失			
減		損		損		失	65,111	65,111
税	引	前当	期	純	損	失		△329,784
法	人 税 、	住 反	₹ 税 万	え び	事業	税	34,640	34,640
当	期		純	損		失		△364,425

<sup>(</sup>注) 千円未満は切捨てて表示しております。

### 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

株式会社 モ ル フ ォ 取 締 役 会 御中

史 彩 監 査 法 人 東 京 都 港 区

上 指定社員 業務執行社員 公認会計士 本橋 義郎

指定社員公認会計士野

公認会計士 野 池 毅

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モルフォの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社モルフォ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続 企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算 書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に 又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性が あると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適 切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任 がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

株式会社 モ ル フ ォ 取 締 役 会 御中

史 彩 監 査 法 人 東 京 都 港 区

指定社員 公認会計士本橋 義郎

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 野 池 毅

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モルフォの2022年11月1日から2023年10月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書 類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められて いる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに 計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施 行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づ き整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況 について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 史彩監査法の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月22日

株式会社モルフォ 監査役会 常 勤 監 査 役 根 岸 秀 忠 ⑪ (社外監査役) 根 岸 秀 忠 ⑪ 社 外 監 査 役 上 原 将 人 ⑩ 社 外 監 査 役 平 野 高 志 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

#### 議案 監査役1名選任の件

監査役 平野高志氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。これに伴い、新たに監査役1名(社外監査役)の選任をお願いするものであります。

なお、候補者は退任監査役の補欠として選任される監査役であるため、監査役候補者が選任された場合の任期 は、当社定款の定めにより、在任監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

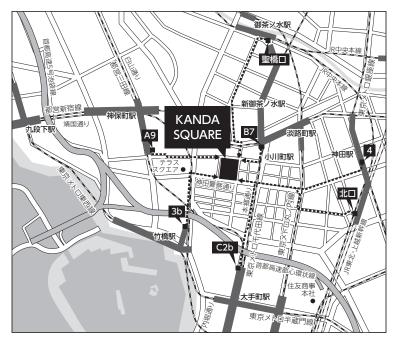
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	略歴、当社における地位	所有する当社の
(生年月日)	(重要な兼職の状況)	株 式 数
黛 養 哲 理 (1975年4月2日)	2000年4月株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行2009年12月ブレークモア法律事務所入所2017年1月同所パートナー2019年1月東京丸の内法律事務所入所同所パートナー(現任)2021年12月株式会社Colorkrew 監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 黒住哲理氏は社外監査役候補者であります。
  - 3. 黒住哲理氏を社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
  - 4. 黒住哲理氏が監査役に就任した場合には会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
  - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補填することといたしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
  - 6. 黒住哲理氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



会場:東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号 KANDA SQUARE3階「CONFERENCE」

最 寄 駅 :都営新宿線「小川町駅」B7出口より	徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」B7出口より	徒歩3分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B7出口より	徒歩3分
東京メトロ半蔵門線「神保町駅」A9出口より	徒歩5分
東京メトロ東西線「竹橋駅」 3 b出口より	徒歩6分
東京メトロ千代田線「大手町駅」C2b出口より	徒歩8分
JR中央・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口より	徒歩9分
JR各線「神田駅」4番出口/北口より	徒歩10分

会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通 機関をご利用くださいますよう、お願いいたします。

